

別 府 市

就学前教育・保育振興プログラム

令和5年6月

別 府 市

別府市教育委員会

# 目次

1	計画策定の趣旨及び計画期間	1
2	本プログラムの位置づけ	1
3	めざす子ども像	2
4	重点的取組と個別目標	3
	【重点的取組①】充実した就学前教育・保育の提供	4
	【重点的取組②】特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	6
	【重点的取組③】保育者の資質向上	8
	【重点的取組④】円滑な接続に向けた取組の推進	10
	【重点的取組⑤】子育て支援の充実	12

# 1 計画策定の趣旨及び計画期間

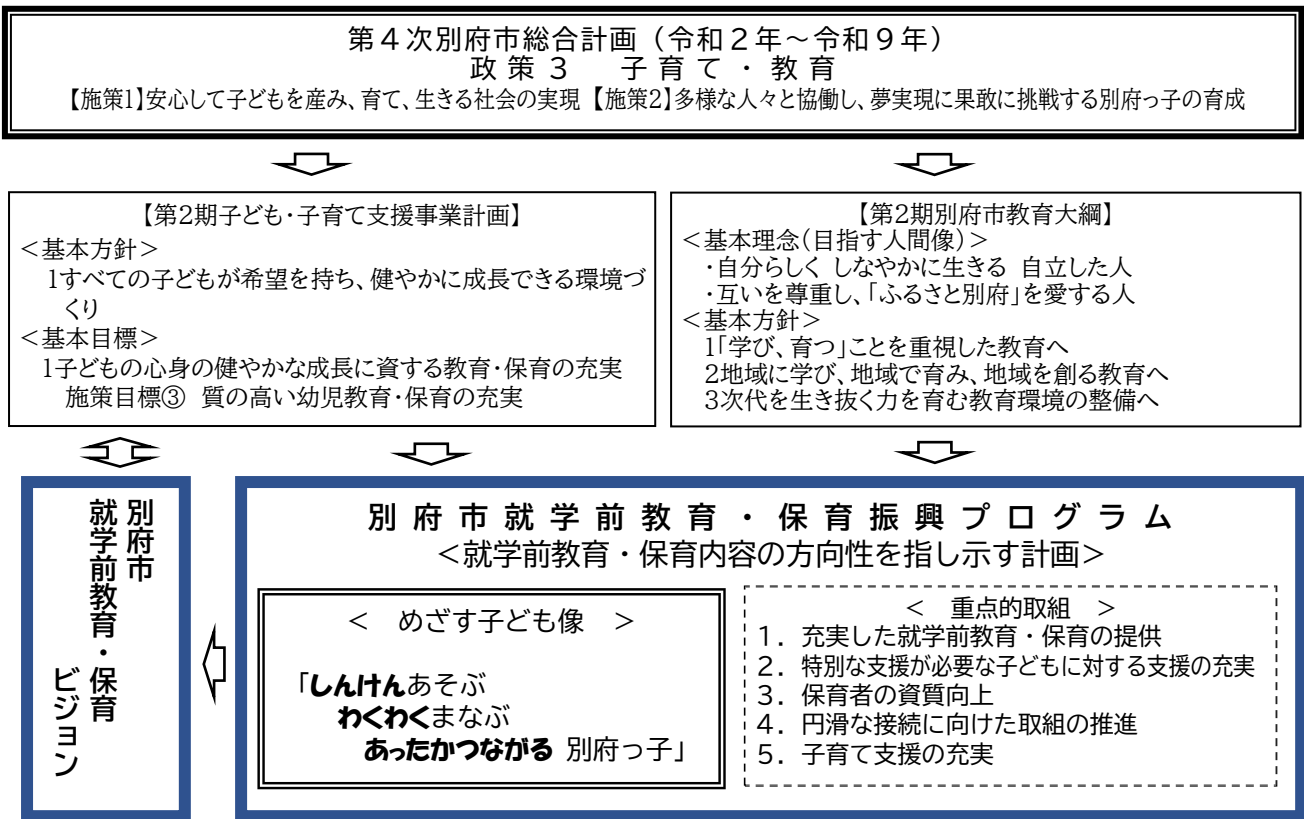
平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、平成29年度には「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「要領・指針」という。))」が同時に改正されました。全ての就学前教育・保育施設<sup>※1</sup>(以下「各園」という。))は、「幼児教育を行う施設」として、重要な役割をもつことになり、3歳以上の保育内容が揃えられ、就学前教育・保育の重要性が再認識されました。厚生労働省では「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会(平成30年5月～令和2年6月以下、「検討会」という。))」、文部科学省にて「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(令和3年7月～以下、「架け橋特別委員会」という。))」が開催されました。検討会及び架け橋特別委員会において、保育の質を確保・向上させることが重要であることが確認されています。

さらに、本市では令和2年10月から令和3年6月まで「別府市就学前の子どもに関する教育等協議会(以下、「協議会」という。))」が開催されました。報告書では「各幼児教育・保育施設の特徴を生かした役割分担が求められる」、「施設種や設置者を超えて各幼児教育・保育施設の連携が深まり、別府市全体の就学前教育等の質の向上につながっていくことを望む」との記述があります。

以上を踏まえ、本市の目指す方向性を就学前教育・保育施設、小学校、家庭、地域、行政において共有し、質の向上を図るとともに、市立幼稚園の役割や取組を明確にすることを目的として、「別府市就学前教育・保育振興プログラム(以下、「振興プログラム」という。))」を策定することとしました。計画期間は、第3期子ども・子育て支援事業計画の最終年である、令和11年度までを第1期とします。要領・指針が改訂された時等には、本振興プログラムも必要に応じて見直しを行います。

# 2 本振興プログラムの位置づけ

本振興プログラムは、本市の市政運営の基本方針である「別府市総合計画」や、本市の教育の方向を示した「教育大綱」等との整合性を図ります。また、本市の就学前教育・保育の質の向上のために、設置者や施設種を問わず、全ての就学前教育・保育施設の望ましい取組について示します。



※1 「就学前教育・保育施設」…幼稚園、認定こども園、保育所の総称

### 3 めざす子ども像

「要領・指針」において「幼児教育において育みたい資質・能力※2(以下、「資質・能力」という。)」が示されています。「資質・能力」は「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう人間性等」の3つの資質・能力で構成され、就学前教育・保育施設において、子どもの発達の実情や子どもの興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体で育てていくものとされています。

また、幼児期における「遊び」とは、遊びそのものが目的であり、自発的な活動としての遊びは幼児期特有の学習です。子ども達は自らの興味・関心に基づいた遊びにきらきら目を輝かせ、いきいきと取り組んでいます。遊びの中で様々な経験をし、人や周りの物的環境との関わり方、表現する楽しさやおもしろさ、自己コントロールの仕方、粘り強く取り組む力等の「資質・能力」が育まれていきます。

さらに、遊びで培った「資質・能力」は小学校以降の学習の基礎となり、生涯の生きる力の基礎となります。子どもが笑顔いっぱいであら遊び、豊かな経験が得られるような遊びを保障し、「幼児教育において育みたい資質・能力」を伸ばしていくことが重要であると考えます。

本振興プログラムを推進するにあたり、各園において特色を生かした遊び(活動)全体をとおして、「資質・能力」が育まれた子どもの姿を「めざす子ども像」として示します。設置者や施設種を問わず、全ての就学前教育・保育施設において、発達段階に応じた「めざす子ども像」が具現化されるよう、本振興プログラムを踏まえ教育・保育をすることが望まれます。

## 「しんけんあそび わくわくまなぶ あったかつながる 別府っ子」

<b>しんけんあそび</b> (知識及び技能の基礎)	<b>【具体的な子どもの姿】</b> ○保育者※3が意図的に構成した環境に、多様な仕方に関わろうとする ○子ども自身の興味や関心から発した遊びにいきいきと取り組む ○遊びに夢中になったり、没頭したりしている ○遊びや生活の中で、基本的な生活習慣や安全・健康な習慣を身に付け、自分のことは自分ですらうとする <b>「しんけんあそび」</b> 中で、発達段階に応じて、感じたり、気付いたり、わかったり、できるようになったりしていきます。
<b>わくわくまなぶ</b> (思考力・判断力・表現力等の基礎)	<b>【具体的な子どもの姿】</b> ○自分なりの疑問やめあてに向かって心を動かしながら、試したり、工夫したりする ○好奇心や探求心をもって自分なりに考えたり、表現したりしようとする ○これまでの自分の知識(知っていること)を、自らの必要感に基づき活用しようとする 心を動かしながら <b>「わくわくまなぶ」</b> ことで、個や集団の遊びの中で発達段階に応じた学びを深化させていきます。
<b>あったかつながる</b> (学びに向かう力・人間性等)	<b>【具体的な子どもの姿】</b> ○保育者や友達との遊びの中で意欲をもったり、最後までがんばろうとしたりする ○友達と関わる中で気持ちの調整をし、我慢したり、折り合いをつけたり、相手を思いやったりする ○様々な人(地域の方や小中学生)と関わる中で、優しさや憧れ等の気持ちをもつ、自分が役に立つ喜びを感じる <b>友達や保育者、地域の方や小中学生等も含めた様々な人と「あったかつながる」</b> 中で、子どもの心情・意欲・態度が育まれていきます。

※【具体的な子どもの姿】は5歳児後半の子どもの姿を想定しています。

※2「幼児教育において育みたい資質・能力」…「資質・能力」により、幼児教育と小学校以上の学校教育で育成される子どもの力が共通に表されている。要領・指針において示されている「幼児教育において育みたい資質・能力」は以下のとおり。

- ・豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ・気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力等の基礎」
- ・心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

※3「保育者」…幼稚園教諭、認定こども園保育教諭、保育所保育士の総称

## 4 重点的取組と個別目標

本市全体の質の高い就学前教育・保育を推進するため、以下の5つの重点的取組及び個別目標を定め、実施していきます。また、各重点的取組において市立幼稚園の役割を明確にします。

### 【重点的取組①】 充実した就学前教育・保育の提供

幼児期の遊びや生活を充実させ、「遊びを通じた学び」を保障し、「幼児教育において育みたい資質・能力」を伸ばします。

#### 個別 目標

- (1)『生きる力の基礎』を育む教育・保育の充実
- (2)PDCAサイクル確立による、教育・保育の質の向上

### 【重点的取組②】 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

特別な支援が必要な子どもに対し、効果的で専門的な支援の充実を図ります。

#### 個別 目標

- (1)園内支援体制の確立・充実
- (2)関係機関や学校との連携の推進

### 【重点的取組③】 保育者の資質向上

保育者の資質及び専門性の向上を図り、教育・保育の質の向上につなげます。

#### 個別 目標

- (1)指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置
- (2)園内研修の充実
- (3)園外研修による専門性の向上

### 【重点的取組④】 円滑な接続に向けた取組の推進

幼保小の連携・接続の充実を図り、『幼児期の学び』を小学校につなげます。

#### 個別 目標

- (1)幼児教育・保育施設と、小学校との連携の強化
- (2)行政支援の充実

### 【重点的取組⑤】 子育て支援の充実

多様化する保護者ニーズに応えるため、教育・保育環境の充実を図ります。

#### 個別 目標

- (1)各幼児教育・保育施設による地域におけるセンター的役割の推進
- (2)幼稚園や認定こども園における預かり保育（一時預かり事業）の充実

## 【重点的取組①】 充実した就学前教育・保育の提供

幼児期の遊びや生活を充実させ、「遊びを通じた学び」を保障し、「幼児教育において育みたい資質・能力」を伸ばします。

個別  
目標

(1)『生きる力の基礎』を育む教育・保育の充実

(2)PDCAサイクル確立による、教育・保育の質の向上

架け橋特別委員会では、「幼児期では、遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に、様々な対象と関わりながら、総合的に学んでいく。～中略～ 改めて、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を再確認すべき」とあります。検討会においても同様に「保育所保育において遊びは重要な学びとして捉えられる」とあります。豊かな人生を生き抜くために必要な「生きる力の基礎」を培うために、豊かな遊びを提供し、「遊びを通じた学び」を保障することが大切です。さらに、保育所、認定こども園においては、「養護と教育の一体性」「健康・安全の確保」といった保育の基本的な理念のもと、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられることが大切です。

### (1)『生きる力の基礎』を育む教育・保育の充実

ア 要領・指針の趣旨を踏まえ、各園の特色を生かした、教育・保育を行います。

本市の就学前教育・保育施設は、施設種や設置者が様々であり、めざす教育・保育は異なります。「同等の教育内容を提供する」ことが要領・指針の趣旨ですので、その趣旨を踏まえた上で、各園の特色を生かした教育・保育を進めます。

イ 「幼児教育において育みたい資質・能力」を育むため、「環境を通じた教育・保育<sup>※4</sup>」を全ての就学前教育・保育施設において取組みます。

(ア) 要領・指針では、「幼児期の教育は、人格形成の基礎を培う重要な役割をもっている」とされています。子ども達が興味・関心をもった環境に自ら関わり、主体性を十分に発揮しながら、「遊びを通じた学び」を保障することが大事です。子どもを取り巻く環境に、どのような教育的・保育的な価値があるのかを保育者は見取り、必要な経験を得られるように、計画的に環境を構成します。さらに、保育者は子どもと心を通い合わせ、理解者、共同作業等々の様々な役割を果たしながら、豊かな経験が得られるように援助することを心がけます。

(イ) 乳児、1歳～3歳未満児においては、心身の発達の基盤が形成される極めて重要な時期であることを踏まえ、保育者との信頼関係を基盤とし、「学びの芽生え」を育むことができるように働きかけます。遊びに熱中できる環境を整える等環境を工夫することや、温かく見守るとともに愛情に満ちた応答的な関わりを大切にする等、この時期の発達の特徴を踏まえた保育を行います。

(ウ) 3歳児以降においては、自我が育ち仲間とのつながりが深まる中で、集団的な遊びや協働的な活動も見られる時期です。この時期の発達の特徴を踏まえ、個の成長と集団としての活動の充実を図ることを基本とし、遊びや生活などの子どもが身近な環境に主体的に関わる具体的な活動をとおして、五領域<sup>※5</sup>の内容を総合的に展開し、この時期にふさわしい経験と学びを生み出すような教育・保育を行います。

(エ) 就学前(5歳児)においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿<sup>※6</sup>」を念頭に置き、就学後の学びの接続を意識し、主体的で協働的な活動の充実を図ります。その際、小学校の学習の先取りではないことに留意します。遊びを通して総合的に子どもの育ちを支えるため、幼児期にふさわしい教育・保育(保育者や友達と関わる生活、自らの興味・関心に基づいて直接的な経験ができる生活等)を保障します。

ウ 一人ひとりの心身の発達状態等を把握し、育ちに応じた保育を展開することにより、健康で安全な生活を保障します。

(ア) 身体への関心や感染症に対する意識を高める等、子どもが自ら自身の健康に目を向けられるよう、発達段階に応じた指導を行います。

(イ) 各園において、感染症拡大防止対策を十分に講じます。

(2)家庭や地域と連携・協力し、子どもの育ちを支えます。

ア 各園で行われている「環境を通じた教育・保育」や「遊びを通じた学び」等について言語化・可視化する等工夫し、家庭、地域、小学校、関係機関等に伝えることで、社会に開かれたカリキュラム(教育課程)<sup>※7</sup>の実現につなげます。

イ 子どもの育ちを支えるためには、各園と家庭、地域における生活経験が相互に密接に結びつくことが重要です。子どもの望ましい育ちを促すための生活を実現につなげるよう、情報交換や保育参加等を通して保護者との連携を図ります。また、地域社会との積極的な交流や保育に関する情報発信などして、各園において地域と密な連携を図ることにより、子どもにとって豊かな体験が得られる機会を保障します。

(3)PDCAサイクル<sup>※8</sup>の確立による、教育・保育の質の向上

ア P(計画)D(実践)C(評価)A(改善)のサイクルを回しながら、全体的な計画<sup>※9</sup>を改善し続けることにより、教育・保育の質の向上を図ります。

(ア) 各園における特色や地域の実態を踏まえ、子どもの遊びや生活が充実したものとなるように、創意工夫して全体的な計画を編成します。さらに、全体的な計画に基づいた指導計画のもと、保育実践を重ね、実践を振り返ることにより(「子どもの思いや願いを受け止めることができていたか」「環境構成や援助は適切だったか」「子どもに育てたい力は育っているか」等の視点)、子どもの育ちをより促すことのできる教育・保育実践につなげます。

(イ) 各園において、自己評価や学校評価等を活用し、保護者や地域の声も反映させながら園運営や保育実践を評価・改善していくことで、質の高い就学前教育・保育につなげます。

---

※4「環境を通じた教育・保育」…教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境に関わって子どもが主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって子どもの発達を促すようにすること。

※5「五領域」…主に教育に関わる側面からの視点として、各時期の教育・保育が何を意図して行われるかを明確にしたもの。幼児教育において育みたい資質・能力を子どもの生活の姿から捉えたものを「ねらい」とし、子どもが自ら環境に関わり身に付けていくことが望まれるものを「内容」としている。このような「ねらい」と「内容」を子どもの発達の側面からまとめて、五つの領域を編成している。  
・心身の健康に関する領域「健康」 ・人との関わりに関する領域「人間関係」  
・身近な環境との関わりに関する領域「環境」 ・言葉の獲得に関する領域「言葉」 ・感性と表現に関する領域「表現」

※6「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」…教育・保育のねらい及び内容に基づいて、各就学前教育・保育施設で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿。

※7「社会に開かれたカリキュラム(教育課程)」…幼稚園教育要領解説では、『幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び強度によりその実現を図る』とされている。

※8「PDCA サイクル」…業務の改善や効率化を図るためのプロセスを示し、Plan<計画>Do<実行>Check<評価>Action<改善>の頭文字を取ったもの。教育・保育では、Plan<計画>:保育・教育の計画 Do<実行>:保育実践 Check<評価>:保育記録・職員ミーティング Action<改善>:全体的な計画の見直し・改善策提案と言った一連の流れを指す。

※9「全体的な計画」…入園から就学に至る在籍期間の全体にわたって、教育・保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、教育・保育を進めていくのかを示すもの。保育所では「全体的な計画」、幼稚園では「教育課程」、幼保連携型認定こども園では「教育・保育課程」と称されている。



## 【重点的取組②】 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

### 個別 目標

特別な支援が必要な子どもに対し、効果的で専門的な支援の充実を図ります。

- (1)園内支援体制の確立・充実
- (2)関係機関や学校との連携の推進

就学前教育・保育施設において、特別な支援が必要な園児は増加傾向にあります。架け橋特別委員会においても、「子ども一人一人の障がいの状況等に応じたきめ細やかな指導や、一貫して的確な教育支援を行うため、着実に計画を作成し、指導の充実を図る必要がある」とされています。協議会においては、特別な支援が必要な子どもへの対応や、障がいの有無に関わらず、ともに生活するための指導の研究・実践において、市立幼稚園が果たすべき役割は大きい」と結論付けられました。全ての子どもに質の高い就学前教育・保育の提供につなげるため、障がいの状況や発達に応じて、集団保育が可能な子どもを可能な限り受け入れることが必要です。

### (1)園内支援体制の確立・充実

ア 園長・施設長等のリーダーシップのもと、組織的かつ計画的な支援が行えるように努めます。

- (ア) 子どもが発達してきた過程や心身の状態、生活の中で考えられる困難な状態等を理解し、全ての保育者が連携して、個々の子どもの状態等に応じた適切な支援を行います。
- (イ) 必要に応じて、個々の子どもの状態に応じた支援方法を明確にした「個別の指導計画※10」を作成し、支援の充実を図ります。さらに、育ちの節目で子どもの育ちを見取り、行った支援を評価し、「個別の指導計画」を改善していくことで、子どもの育ちを支えます。
- (ウ) 特別支援学校による巡回相談や、専門家チーム相談会を利用する等して、専門的な助言を得ながら、個別の支援の充実を図ります。

イ 市立幼稚園においては、公の施設であるという面から、今後も特別な支援が必要な園児の受け入れを継続します。その際、個々の状態に応じた支援が行えるような人員配置に努めます。さらに、これまで培ってきたノウハウを生かし、きめ細やかな支援を行います。

### (2)関係機関や学校及び家庭との連携の推進

ア 「個別の教育支援計画※11」や「相談支援ファイル※12 ゆけむりん(教育部学校教育課作成)」等の活用により、長期の視点に立ち、就学前教育・保育施設と関係機関(学校・医療・療育・福祉等)の共通理解を図ります。

- (ア) 特別な支援が必要な園児に対し、保護者の了承のもと「個別の教育支援計画」作成に努めます。
- (イ) 「相談支援ファイル ゆけむりん」の活用推進を図り、幼児期から就学後に渡る長期的な支援につなげます。
- (ウ) 「個別の教育支援計画」を小学校・特別支援学校に引き継ぐこと等により、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、保護者の同意を事前に得る等、個人情報の適切な取り扱いと保護に十分留意します。



- イ 子どもの育ちや子どもへの願い等を保育者と保護者が情報共有し、ともに育ちを支えます。
- (ア) 子どもの困難な状況だけでなく、得意なこと等も含めて、保育者と保護者が生活の状況を共有し、子ども理解を深め合えるようにします。保育者は保護者の悩みや不安等を理解し、支えることで、子どもの育ちを保護者とともに喜び合い、支えます。
- ウ 外国につながるのある子ども、虐待や不適切な養育が疑われる子ども等、個別の配慮が必要な子どもについても、適切な対応をとることができるよう、体制づくりに努めます。
- (ア) 外国につながるのある子どもについては、一人ひとりの家庭背景や実態を適切に把握し、指導内容や支援の工夫を、組織的・計画的に行い、全職員で共通理解し支援します。
- (イ) 虐待や不適切な養育が疑われる子どもについては、子どもの最善の利益を重視しつつ、専門家や関係機関等と連携を図ることで、適切な支援が行えるように努めます。

---

※10「個別の指導計画」…幼児一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、支援方法等を示した単年度の計画

※11「個別の教育支援計画」…長期的な視点で学校卒業後までを通じて、一貫して適切な支援を行うために作成する。医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が関与して作成する。

※12「相談支援ファイル」…支援を必要としている方へより良い支援を目指して作成されるもの。保護者と支援者(保健、医療、福祉、教育、就労等の関係者)が連携を図り、一貫性のある継続的な支援をするために活用する。

### 【重点的取組③】保育者の資質向上

#### 個別 目標

保育者の資質及び専門性の向上を図り、教育・保育の質の向上につなげます。

- (1)指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置
- (2)園内研修の充実
- (3)園外研修による専門性の向上

「公私・施設類型を問わず幼児教育における人材の専門性の向上等の取組を一体的に推進する体制を各自治体で充実させることが必要」と架け橋特別委員会で指摘されています。また、協議会では「保育者の資質向上や人員の確保等、就学前教育・保育施設に共通した課題を解決するための仕組みづくりには、行政の支援が不可欠」とされています。行政の支援を受けながら、各園において、保育に対する課題を全職員で共有しながら研究実践を推進し、保育者のスキルアップを図っていくことが必要です。

#### (1)指導主事<sup>※13</sup>及び幼児教育アドバイザー<sup>※14</sup>の配置

幼児教育に専門性のある指導主事を教育部学校教育課に配置し、研修会の企画運営や園内研修の支援等を行います。また、設置者を問わず全ての就学前教育・保育施設の研修支援のため、幼児教育アドバイザーの配置を検討します。

#### (2)園内研修の充実

ア 指導主事等による研修支援体制を構築します。

(ア) 各園の課題解決につなげられるよう、指導主事及び幼児教育アドバイザーが園訪問や相談等に  
応じ、支援を行います。その際、指導主事及び幼児教育アドバイザーはその施設や保育者にとっ  
て何が重要かという視点から「ともに考える」という支持的・協働的な姿勢をもって支援を行い、  
保育者の意欲向上等につなげます。

(イ) 要領・指針の趣旨を踏まえた教育・保育の実現につなげるため、指導主事及び幼児教育アドバイ  
ザーは要領・指針等の理解を深められるような園内・園外研修を企画・運営します。

イ 各園において、園長・施設長等のリーダーシップのもと、保育者一人ひとりの資質及び専門性の向  
上に向けて取り組みます。

(ア) 保育者が自らの課題を把握し、他の保育者等から助言を受ける等しながら、保育の評価・改善  
を繰り返すことにより、保育者一人ひとりの保育力の向上につなげます。

- ・公開保育及び事後研修の実施
  - ・ポートフォリオ、ドキュメンテーション<sup>※15</sup>等の記録の活用
  - ・日常的に職員間で子どもや保育について語り合えるような状況づくり
  - ・話し合いの機会の確保や進め方の工夫
- 等

(イ) 関係資料の活用、講師招聘を行う等、研修内容や方法の工夫を図ることで、専門性の向上につ  
なげます。

### (3)園外研修による専門性の向上

ア 保育者の専門性向上のための研修の情報や機会を提供します。

(ア) 大分県、他機関団体等が実施する研修会に参加できるよう、情報提供等を行います。

(イ) 就学前教育・保育に関わる全ての関係者を対象とした合同研修会の開催を検討し、研修の機会提供及び専門性の向上につなげます。

(ウ) 市立幼稚園における教育実践研究発表会を市内すべての就学前教育・保育施設及び小学校に公開し、公開保育及び事後協議を行うことにより、保育力向上につなげます。

イ 特別な配慮が必要な子どもや家庭に対して専門的な支援を行うことができる人材を育成します。

(ア) 大分県保育コーディネーター<sup>※16</sup>養成研修(県主催・大分保育連合会委託)に参加を促し、特別支援教育の専門性を高めるとともに、虐待や貧困家庭にも対応できる保育者を育成します。

---

※13「指導主事…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 1 項、第 2 項に定められた、市町村教育委員会に配属され、学校(幼稚園・幼保連携型認定こども園を含む)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する職員。

※14「幼児教育アドバイザー」…就学前教育・保育施設に訪問し、園の現状と課題、ニーズに合わせて、園内研修支援、小学校との連携推進、カリキュラムや指導計画及び事例等の情報提供等を行っていく幼児教育の専門性を有した者

※15「ポートフォリオ、ドキュメンテーション」…子どもの活動の過程や結果を記録し可視化するためのもの。ポートフォリオは一人一人の子どもの育ちを記録し、それを蓄積していくもの。ドキュメンテーションはイタリアのレッジョ・エミリア市から世界中に広がった、幼児教育を可視化するための写真等を用いた記録。

※16「保育コーディネーター」…特別な配慮が必要な子どもや家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携・協働して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的な保育者。

#### 【重点的取組④】円滑な接続に向けた取組の推進

##### 個別 目標

幼保小の連携・接続の充実を図り、『幼児期の学び』を小学校につなげます。

- (1) 幼児教育・保育施設と、小学校との連携の強化
- (2) 行政支援の充実

架け橋特別委員会では、幼保小の架け橋プログラム<sup>※17</sup>を実施するにあたり、関係者で共有し大切にしたいこととして、「施設種・設置者・学校種を超えて ～中略～ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて協働してとりくみましょう」とあります。本市も同様に「日常的な関わりをどのように増やしていくかが課題である」「気軽に情報交換ができるような関係性が大事である」と協議会において課題が挙げられました。このような課題を解決するために、「市立幼稚園が中核となり、小学校と私立幼稚園・保育所等とのネットワークを充実していくことが期待される」と協議会では報告されています。幼保小連携において、市立幼稚園がその役割を發揮することで、設置者や施設種を問わず円滑な接続につながることを望まれます。

#### (1) 就学前教育・保育施設と小学校との連携の強化

ア 日常的な連携を図るため、中学校区を単位とし、市立幼稚園がコーディネーター役を担います。

- (ア) 市立幼稚園が核となり、施設種や設置者を問わず、日常的な園児同士の交流活動及び小学生との交流活動を推進します。また、保育者と小学校教員の日常的な連携が図られるよう、市立幼稚園がコーディネーターの役割を果たします。
- (イ) 就学前教育・保育施設と小学校が、互いの教育内容・方法を共通理解するために、保育・授業参観を実施します。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用しながら、子どもの学びの姿、保育者・小学校教師の関わり方を共有します。

イ 接続期カリキュラム(アプローチカリキュラム)<sup>※18</sup>の編成を推進します。

- (ア) 「幼児教育において育みたい資質・能力」を踏まえ、主に5歳児後半において、どのような力を育てるのか、どのような経験が必要であるか等を明らかにした、接続期カリキュラムを編成します。接続期カリキュラムは、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)(令和4年3月 文部科学省)」に示されているように、「小学校での学習や生活を見通すことが必要である。小学校教育の前倒しではなく、将来の学びにつながる幼児の体験、この体験を幼児期にふさわしい形で実現すること」ということに留意して、編成します。
- (イ) 市立幼稚園において接続期カリキュラムを編成し、実施・評価・改善していきます。さらに、他の就学前教育・保育施設のモデルとなるよう、公表します。

#### (2) 行政支援の充実

ア 行政の支援の充実を図り、全市における幼保小連携・接続を推進します。

- (ア) こども部子育て支援課(就学前教育・保育担当部局)と教育部学校教育課(小学校担当部局)の連携強化を図り、行政支援の充実を図ります。
- (イ) 「別府市幼保小連携推進協議会(教育部主催)」を開催し、幼保小連携の重要性についての理解推進や情報交換の場の提供等を行います。小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての理解を進められるよう研修を

実施する等、小学校教員へ就学前教育・保育についての理解を図ります。また、小学校における接続期カリキュラム(スタートカリキュラム)※18の編成・実施・改善を進めるよう働きかけます。

---

※17「幼保小の架け橋プログラム」…子どもに関わる大人が立場の違いを超えて自分事として連携・協働し、幼保小(0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間を対象)に主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものとされている。架け橋期に求められる教育内容等を改めて可視化したものであり、手引き及び参考資料を活用しながら、各地域や施設の創意工夫を生かした取組の充実を図ることが求められています。

※18「接続期カリキュラム」…アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムを指す。

- ・アプローチカリキュラム  
就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム
- ・スタートカリキュラム  
幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム

## 【重点的取組⑤】子育て支援の充実

### 個別 目標

多様化する保護者ニーズに応えるため、教育・保育環境の充実を図ります。

- (1)各幼児教育・保育施設による地域におけるセンター的役割の推進
- (2)幼稚園や認定こども園における預かり保育（一時預かり事業）の充実

協議会では保護者委員から「預かり保育がないと幼稚園に預けられない人が多い。子育て支援をしっかりとしてほしい」という意見がありました。第2期子ども子育て支援事業計画においても、働く母親が今後増加することが指摘されています。また、架け橋特別委員会においても「幼児教育施設がその専門性やノウハウを生かし保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼児教育施設における親子登園や相談事業、一時預かり事業などの取組の充実を図ることなどにより、子育ての支援の充実を図る」とされています。就学前教育・保育施設を中心としながら、関係機関や地域等と連携・協働し、乳幼児期も含めた家庭教育を支援していくことが大切です。

### (1)各就学前教育・保育施設による地域におけるセンター的役割の推進

- ア 在園する保護者、地域の子育て家庭に対し、子育て相談の実施、子育てに関する情報提供等を行い、子育てに対する悩みや不安を解消するとともに、家庭の教育力の向上につなげます。
- イ 園庭開放や未就園児体験保育の実施や地域の人材の積極的な活用等により、地域に開かれた園づくりにつなげます。
- ウ 外国につながるのある家庭、貧困家庭等、特別な配慮が必要な家庭を支えていくため、地域の子育ての支援を支える関係機関や専門機関、関係者との積極的な連携・協働を進めます。

### (2)幼稚園や認定こども園における預かり保育（一時預かり事業）の充実

- ア 安心して子育てができる環境整備のため、各幼稚園・認定こども園の実態に合わせて、預かり保育（一時預かり事業）を実施します。
  - (ア) 市立幼稚園においては、放課後の居場所づくりのため、平日及び土曜日・長期休業中における預かり保育を実施します。私立幼稚園や認定こども園においては、各園の状況に応じて実施します。
- イ 園児の健康と安全を十分に確保した預かり保育を実施するために、教職員同士の連携や家庭との連携を図ります。
  - (ア) 心身の負担が少なく、無理なく過ごすことができるように、家庭的で温かい雰囲気을大切にし、子どもが安心して過ごせるようにします。
  - (イ) 教育時間の指導計画と預かり保育活動計画を連携する等、教育時間を担当する保育者と預かり保育を担当する職員の連携を図り、安心・安全な預かり保育を実施します。
  - (ウ) 預かり保育の趣旨や家庭における教育の重要性について、保護者の方の理解を深められるように、写真等で活動の様子を知らせる、保護者と情報交換をする等して緊密な連携を図ります。



